

## 革新的事業連携型国家戦略特区制度の活用について（提案）

令和4年2月9日

八田 達夫

今回のスーパーシティに関する規制改革提案では、いくつかの自治体から、デジタル技術を活用し、健康・医療などをはじめとした地域の課題解決を図ろうとする、優れた規制改革の提案がなされた。

これらは、人口減少・少子高齢化、コロナ禍で顕在化した課題に対処した内容で、時代の要請に合致したものであり、また、地方部や過疎地で特にニーズが高いものである。

政府においては、これらの取組みを推進するため、スーパーシティ型国家戦略特区制度の活用に加え、特定課題に重点を置いた革新的事業連携型国家戦略特区制度（いわゆる「バーチャル特区制度」）の活用を検討すべきではないか。

（参考）国家戦略特別区域基本方針（抄）

第三 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

1. 国家戦略特別区域の指定基準

②国家戦略特区の指定類型の考え方

国家戦略特区の区域については、大胆な規制・制度改革により民間の力を引き出すという制度趣旨を踏まえつつ、日本経済に大きな効果をもたらすプロジェクトを実施するために合理的な範囲において指定することとする。基本的には、以下の三類型によるものとする。

ア) 都道府県又は一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定する「比較的広域的な指定」  
イ) 一定の分野において、地域以外の視点も含めた明確な条件を設定した上で、国家戦略として革新的な事業を連携して強力で推進する市町村を絞り込んで特定し、地理的な連担性にとらわれずに区域を指定する「革新的事業連携型指定」

ウ) スーパーシティ構想実現のために、複数分野の大胆な規制・制度改革と併せ、特定のデータ連携基盤を共同で活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施する区域を指定する「スーパーシティ型指定」